

目 的

| | |
|-------------------------------------|---|
| 行政機 関法 (H17.4 月施行) | (目的) 第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 |
| 神戸市 (H10.4 月施行) | < 現行条例 > (目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。 |
| 札幌市 (H8.4 月施行) | < 現行条例 > (目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とする。 |
| 仙台市 (H9.10 月施行) | < 現行条例 > (目的) 第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。 |
| 千葉市 (H8.4 月施行) | < 現行条例 > (目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。 |
| さいたま市 (H13.5 月施行) | < 現行条例 > (目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする。 |
| 横浜市 (H12.7 月施行) | < 現行条例 > (目的) 第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市（以下「市」という。）が保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。 |
| 川崎市 (S61.1 月施行) | < 現行条例 > (目的) 第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。 |

| | |
|---|--|
| <p>名古屋市 (H8.10 月施行)</p> | <p>< 現行条例 > (目的) 第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにすることにより、市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的とする。</p> |
| <p>京都市 (H6.4 月施行)</p> | <p>< 現行条例 > (目的) 第 1 条 この条例は、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。</p> |
| <p>大阪市 (H7.10 月施行)</p> | <p>< 現行条例 > (目的) 第 1 条 この条例は、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。</p> |
| <p>広島市 (改正 条例 16.4 月 施行)</p> | <p>< 改正済み条例 > (目的) 第 1 条 この条例は、本市が保有する個人情報について、その適正な取扱いを定め、開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。</p> |
| <p>< 旧条例 > (目的) 第 1 条 この条例は、本市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いについて定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。</p> | |
| <p>北九州市 (H4.10 月施行)</p> | <p>< 現行条例 > (目的) 第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> |
| <p>福岡市 (H3.9 月施行)</p> | <p>< 現行条例 > (目的) 第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正又は削除を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、市政の適正な運営に資することを目的とする。</p> |